会長メッセージ

新年あけましておめでとうございます。昨年はコロナ禍一色に染まった 1 年でした。会員の先生方も雇調金をはじめとしたコロナ関連業務に奔走された年であったのではないでしょうか。

年が明けてもコロナ感染の拡大は止まらず、東京都をはじめとした 11 都府県で緊急事態宣言が昨年春に続きだされました。県内もステージ 3 になり、不要不急の自粛がさらに強まりました。しばらくはこのような状況が続くと思われます。

さて、令和 2 年度もあと 2 か月余りとなりました。新型コロナウイルス感染症関連においては、引き続きホットラインを 2 月末まで延長し、雇調金をはじめとする相談にあたることにしました。あわせて総合相談所においてもｚｏｏｍを併用としたコロナ関連の相談も受け付けることになっております。

研修会においては、業務委員会主催の第 3 回研修会と相談所主催の第 2 回研修会、デジタル化推進委員会主催の研修会、合わせて 3 回の研修会が 2 月と 3 月に予定しております。何とか当初の計画の研修会は実施できそうです。会員先生方のご協力に感謝いたします。案内は今月の月間情報に記載してありますので是非参加いただければと思います。

加えて今月 30 日には、社労士試験合格者向けの説明会を昨年に引き続き行います。先輩社労士の開業体験談も交え、また社労士会の活動なども説明しながらぜひ一人でも多くの合格者が入会してくれることを期待いたします。

ところで、全国健康保険協会福島支部評議会の評議委員に有識者として社労士会を代表し委員の任命を受け、12 月 24 日と 1 月 15 日に評議会に出席をさせていただきましたが、大変意義のある評議会でした。内容等については一部新聞報道されていますが、皆様にお話しする機会を得たいと思います。

コロナ禍の中でいろいろ制約があり、不自由さを感じることが多いですが、「無心大道に帰す」という言葉があります。このような時こそ社労士として、また社労士しかできないことをしっかりと使命感をもってやっていきたいと思います。これからますます寒さが厳しくなりますが、心身ともにしっかりとケアしながらご自愛いただければ幸甚です。

以上年頭にあたっての会長メッセージといたします。

令和 3 年 1 月 15 日

福島県社会保険労務士会
会長　宍　戸　宏　行